

***** 解 説 *****

人間シリーズ「21 世紀の家庭生活に向けて」

6. 家庭生活の中の子供
日常生活の中の人権侵害

木 下 恭 利

はじめに

私は家庭裁判所調査官という仕事に携わっている。家政学を学ばれている方には、この「調査官」という職業は耳慣れないものだと思うが、この仕事には大別すると非行を犯してしまった子どもを担当する少年係と、家庭内の紛争などを担当する家事係の2種類がある。私の場合、前者として、非行を犯してしまったり、問題を持っている子どもやその親、関係人*などに会って面接をし、その子がなぜ非行を犯してしまったかというのを探り、また、彼らが2度と非行をしないための方策を具体的に考えて、裁判官に対して処遇についての意見を提出するという仕事を行っている。

一般の人から見ると、非行を犯してしまった子どもというのは特別な子どものように思えるかもしれない。しかし、普段、そういった子どもとの面接を行っている私の経験では、非行を犯してしまった子どもと言っても、その多くはそうでない子どもと比べて大きく異なる点はなく、それにもかかわらずいくつかの問題があったために非行に至ってしまったというケースが多いように思われる。そのため、彼らが非行に至った原因を考えることは、日常で非行とは縁のない生活を送っている人にとっ

ても、今後の生活を送る上で考えさせられる点、気付かされる点が多いと思う。そこで、私が、非行を犯してしまった子どもやその家族と接することから感じた日常生活の中の人権侵害をここに述べたいと思う。

子どもが行う人権侵害

まず、「人権とは何か」ということを挙げておかねばならぬと思うが、ここでは法律的な解釈などに従って厳密な定義付けをするのではなく、より広い範囲を想定して、「一人一人の人が皆、本来持っている基本的な権利」といったこととして述べていきたいと思う。

家庭裁判所で対象としている子どもに関係する人権侵害を考えた場合、まず、第一に「家裁に来ることになった子どもの多くは他の人の人権を侵害してしまった子どもである」ということが挙げられる。たとえば、他人の金や物を盗んで「窃盗」という事件となった場合や、他人を傷付けて「傷害」という事件となった場合、また、他人から現金や品物を脅し取って「恐喝」という事件となった場合などである。

こういった他人の人権を侵害する非行を犯してしまった子どもとの面接を通して私が感じるのは、多くの場合、「子どもは被害者へ払っている関心が非常に低い」ということである。たとえば、窃盗をして警察官に補導され、調べを受けた後帰宅し、後日家裁に呼ばれて出頭してきた子どもの場合、「本当に悪いことをしました」と盛んに自分が反省したと強調することが多い。しかし、私が「悪かったというのはどういうこと。誰に悪かった」と聞くと、真っ先に挙げるべき被害者のことを挙げずに「親に悪かった」、「自分に悪かった」などと言う子どもが多いような気がする。また、「被害者に悪かった」と言う子どもの場合でも、本当に悪いと思っていたなら捕まってから被害者に謝罪に行ったかと確認すると、その

Yasutoshi KINOSHITA 盛岡家庭裁判所・家庭裁判所調査官

著者紹介 〔略歴〕 1986年早稲田大学第一文学部卒。同年横浜家庭裁判所・家庭裁判所調査官補、1988年同所・家庭裁判所調査官。1990年より現職。〔専門分野〕 心理学。〔連絡先〕 〒020 盛岡市内丸 9-1 (勤務先)。

* 調査官が非行を犯してしまった子どもに関する調査を進める場合、原則として子どもと保護者のみに会い、必要と認められる場合に教師や雇い主、その他、子どもを指導する立場にある者などとの面接を行っている。なお、家庭裁判所の調査や審判の内容はあくまで秘密性が保持されている。

半数以上は謝罪に行っていないという印象がある。

傷害事件を起こした子どもの場合でも、調査の場で「なぜ、自分は相手に暴力を振るうことにしたのか」を話すことはできても、「自分が暴力を振るっている最中に相手はどのような態度を示していたか」、「暴力を振るわれたことで、相手はどんな思いをしたか」などについては答えることができない子どもが多いという印象が強い。自分の気持ちには敏感でありながら、一方で被害者など他者の感情を察する態度が乏しいのは、多くの子どもは窃盗にしろ、傷害や恐喝にしろ、それをやっている最中もやった後でも、自分の行いが生身の人間に嫌な思いをさせたり、痛い思いをさせるようなことだったとは感じられず、ただ「悪いことをした、捕まった」というように、きわめて表面的に、自分だけの出来事として物事を捉えるという傾向があるためと思われる。

結局、他者の人権を侵害してしまうような非行をしてしまった子どもの場合、その原因の一つとして、自分の権利意識は強いものの、被害者など他人にも権利、人権があることには疎いということが挙げられると思う。

子どもが受ける人権侵害

ところで、家裁に来る子どものほとんどは加害者の立場であるため、調査官としても本人に会うまでは「こんなに悪いことをしてしまって、なんという子だ」といったように、どうしても厳しい見方をしてしまいがちである。しかし、そこで「非行を犯してしまった子どもにも人権がある。その子なりに幸せになろうと考えたり、一生懸命に自分の人生を送ろうとしているのだ」と考え、その子の立場に立って非行を見てやらぬと非行の原因を理解する上で大きな間違いをしてしまうということは日頃から感じていることである。そして、非行に至った原因を考えるために子どもの生い立ちや家庭環境などを聞き進めた場合、「非行という人権侵害を犯してしまった子どもでも、その子自身が人権侵害の被害者である場合が多い」と感ずる。

たとえば、高校に通っていた女子で、警察に捕まるまでの間に何度も空き巣を重ね、合計すれば数万円という多額の現金を盗み出していた子どもがいた。その子は学校内では目立たぬ、おとなしい感じの子で、家裁の調査に来た時にも萎縮しながら小声で質問に答えていたが、その子自身や一緒に来た父親にいろいろと話を聞いていくと、次のような事情がわかった。

その子の名を仮にA子とするが、A子の家庭はA子が幼い時に父母が離婚したために、父とA子を長女とする

姉妹3人が一緒に住んでいた。父親は非常に厳しい人で、A子は持病のためもあるが夜尿が中学時代まで続いていたが、父親としてはそれが許せず、夜尿があるたびにA子に体罰を加えていた。また高校生くらいになったら、女子はファッションや化粧に関心を持つのがある程度は自然だと思えるが、A子の父親は「高校生は勉強が仕事、遊びは社会人になってから」という考えの人で、A子にもその考えを押し付けていた。A子としては父に嘘をつくつもりはなかったのだが、どうしても父が恐くて本当のことを言えずにいることが多く、それが父から見ると「隠し事をしている。嘘をついている」ということになって、そのことでも体罰を受けることが続き、A子にとって家庭は落ち着ける場ではなかった。しかし、A子は厳しい父を恨むといったことはなく、逆に父に気に入られようと努力して勉強に取り組んだり、2人の妹の母代わりとなって家事をしたりと頑張っていた。A子によると、父はこのA子の努力に気付いてくれず、終始辛く当たって来るため、ますます自分が嫌になって、自分でもよくわからぬうちに、ふと近所の家に忍び込んで金を盗み出すということを繰り返すようになったという。

A子の行動自体は、他人の家から金を盗み出したという良くないものだが、A子が盗みをした背景には普段、自分は姉として家の中ではずっと我慢をしなければならぬ、そしてその我慢を父に認められないばかりか、時には父から厳しい体罰を受ける、本当は自分だって友達のように化粧だってしてみたいし、妹のように父に甘えてもみたい、そういった気持ちがあったために盗みをしてしまったと思われる。実際、A子は盗んだ金で化粧品や普段買えなかった菓子などを買っていたそうである。父の行った体罰は、父自身の話でも「以前は殺さぬ程度に半殺しにしていた」というほどひどいものだったそうで、A子はそういった肉体的な暴力や、努力をまったく評価してくれない、甘えを満たしてくれないといった精神的虐待の被害者であったと言えた。

他に、高校を休学し、店員として働いていた18歳の男子が、友達と一緒に3件の恐喝をしたという事例があったが、これを行ったB男の場合も家庭で自分が大事にされていないという経験が蓄積して非行をしてしまったという印象の強い子であった。B男の家庭は父母と兄とB男の4人家族だったが、家族の中心は母で、母は「中卒であること、日雇い労働者であること」を理由に日頃から父を軽蔑し、父に対する不満を子ども達で埋めようと、兄とB男に非常に高い期待を押し付けていた。母は自分の期待どおりに大学に進学できた兄のことを絶賛し

ていた反面、友達付き合いがうまくいかずに悩んで高校に行けなくなったB男を盛んに責めたて、B男としては「面白くない」といった気持ちをずっと持ち続けていた。父はというと、母のB男への過干渉が良くないと思って母に何度か注意をしてはいたが、普段から高卒の母に頭が上がりず、家の中では存在感の薄い人だったため、B男の助けとはなっていなかった。そして、B男は恐喝を起こす2、3日前にも母に小言を言われたり、兄と喧嘩をしてイライラしていたので「どうにでもなれ」という気持ちで友達を誘って人から金を脅し取ることにしたのだった。

私の短い仕事の経験から感じたことだが、自分が親やまわりの人に大事にされたという経験の乏しい子どもは、自分から他者を大事にすることはできにくいという傾向があると思う。B男の場合も恐喝の内容は被害者を人のいない場所に連れ込んで暴力を振るって金を脅し取っていたように、被害者の立場に立って考えると非常に悪質と言えるが、なぜ、B男がそこまでひどいことをしてしまったのかというと、B男自身が家庭の中で精神的に虐待されていたことから被害者の気持ちなどを考えるといった感情は育っていなかったためだったと思える。

非行を犯してしまった子どもと調査という形で接する毎日の中では、他にもさまざまな形で家庭の中で人権を侵害されていると思われる子どもに会うことがあるが、そのうちでも、どうしても挙げておきたいのは「親の離婚」である。両親に離婚された子どもの場合、辛い思いや寂しい思いをするだけでなく、経済的に苦しくなったり、転居、転校などで生活の場が変わるなど、精神的、物理的に大きな負担がかかる。そういった子が後に非行を犯してしまった場合、時には「寂しさを紛らわせようとして良くない友達と付き合い始めた」というように、親の離婚が間接的に非行の原因となっていたこともある。ところが、親の中には自分たちの離婚と子どもの非行を結び付けて考えることができにくい人もおり、「確かに親の離婚で子どもには辛い思いをさせた。しかし、離婚したのは大人としての事情があったからで、今回の子どもの非行とは関係ない。子どもは自分勝手に非行をし、わざと親を苦しめているとしか思えない」といったように被害的な受け止め方をする人が何人かいた。親が子どもの辛かった気持ちをわかってやり、「子どもも親の離婚の被害者であった」という意識を持った上で子どもと接するようになれば親子の関係も改善され、非行も治まる方向に行ったと思う。だが、そうやって子どもに対する見方を変えることができず、親が一方的に被害者意識

を持つのみで、子どもがなかなか立ち直れないでいたケースがいくつかあったことが私にとっては心残りである。

子どもの人権意識について

前節で、子ども自身が家庭で人権侵害の被害者となっているために非行を犯してしまう場合があるということを書いたが、子どもが受ける人権侵害は学校生活の中でも見られる。たとえば、子どもを学業成績のみでしか評価しない場合があること、全体のペースで授業を進めるために自然と「落ちこぼれ」を生み出して行くこと、不合理な「校則」を押し付けることがあること、教師の意に添わぬ場合には「体罰」を与える場合があることなどである。その結果、最近では教師対生徒の管理的な関係を子どもが模倣して、先輩が後輩を管理するという新しい問題も生じてきている。

このような親や教師によって子どもの人権が侵害されていると思われるケースの共通点は、大人の側は「子どもは大人の希望する人生を送るべきだ」といった信念を持ち続け、「子どもに何をさせるか」あるいは「何をさせぬか」といったことを考えているが、子どもの立場に立って「子どもが何を欲しているか、何をしようとしているか」といった考え方をしにくいことである。言い換えると、子どもにもかけがえのない人権があるという認識の欠けている大人が少なくないということである。

そのように日常生活で人権侵害にさらされる機会が多いため、子どもの人権意識が健全に育たぬ場合もあるように思える。時には人権意識がある程度あるものの、自分の権利意識のみがあって他者に人権侵害をしたり、逆に他者に対してあまりにも従順で自分を犠牲にする場合があったりと、バランス良く自分も他者も肯定しながら生活することができにくい。その結果が非行やその他の問題行動であると思える。

できれば大人が、子どもには独自の人権があることを認識し、それを尊重していくことが必要と思う。それは前に述べたように、親を始めとする大人から自分の人権を尊重されたという経験がない限り、子どもに自分や他者を尊重し、思い遣る気持ちが育たぬと思われるからである。

おわりに

今まで、非行を犯してしまった子どもと接する上で感じた子どもの人権侵害について思い付くまま述べてきたが、最後に家政学の分野に期待されると思われる役割について触れておきたい。

非行を犯してしまった子どもの場合、「将来は結婚して幸せな家庭を作りたい」という希望が人一倍強い者が多いような気がする。とくに女子にこの傾向が見られる。しかし、そういった希望を持っている子に「どんな家庭が幸せな家庭なのか」、「幸せな家庭を作るにはどうしたら良いのか」といった問いを投げ掛けると答えが返って来ぬ場合が多い。これは、家族と接する時間が少なかったことや、自分から親に反発してきたことなどから、子どもは自分の家庭に対する否定的な感情が強く、だからこそ理想の家庭を作りたいと願っているが、家族と接した経験の乏しさから具体的に家庭とは何かを描くことはできないためと思う。

また、非行を犯してしまった子どもの親と会っていると、「自分たちの子ども時代に親にして貰ったように子に接しても通用しない。どうやって自分の子に接すればいいのかわからない」といった悩みを聞くことがある。子どもにとっても親にとっても、本当に家庭を作っていくことが難しくなってきたと思う。

家政学は私にとって専門外なため、詳しい内容は知らないが、家事や育児などを学ぶことによって家庭を作っ

ていく専門家を育成する実践的な学問だと理解している。家政学の分野でも社会の変化に伴って、「今後、家庭はどうあるべきか、また家政学はどうあるべきか」ということが大きな課題となっていると聞いている。しかし、家庭が社会の最小単位であり、また子どもが初めて出会う社会であることは変わらぬし、家庭自体がなくなるとは想像できない。逆に、家族との接触が少なかったり、親に反発しているような今の子どもたちを見ていると、将来、彼らが親になった時に、いったい、彼らは誰を手本として家庭を築いていくのだろうか心配になることもある。

そういった意味では、今後、今まで以上に家政学を学ぼうとする者が増えたり、家政学に期待を寄せる者は多いと思う。おそらく、家政学も今後は男性も積極的に学ぶ学問となると思うが、できれば見直すべきところは見直しながらも学ぶ内容をすべて変えるのではなく、従来の家庭の役割を次世代に引き継ぐことを大切に貰いたいと思うし、また、今まで家政学と接することの少なかった者でも触れられるよう、その対象を広めて貰いたいと思う。

子ども同士の教育力

増 山 均

1. 子どもの日記から

部屋の片隅に無雑作に放り出されている子どもの宿題の「日記帳」を開くと、そこに、家庭でのごくありふれた生活のひとコマだけけれども、子ども同士がさまざまにかかわり合い学び合っている様子を発見する。

親が子を「しつける」、「教える」というスタイルとは違って、子ども同士の教育力には、つねに体験的生活の中で自らが学びとり、人間関係の機微と心理的な確執を通じて自らが習得していくという「学びにおける主体性」が貫かれていると思う。

二人の兄と一人の姉一人の妹にはさまれた三男が、小学二年生の時に書いた日記帳をめくってみた。

あかちゃん

ぼくは、きょう結ちゃんをだきました。

Hitoshi MASHIYAMA 日本福祉大学教授

著者紹介 〔略歴〕 1972年東京教育大学文学部哲学科卒。1978年東京都立大学大学院人文科学研究科博士課程修了。1982年より日本福祉大学勤務、現在に至る。〔専門分野〕 教育学（社会教育）。〔連絡先〕 〒470-32 愛知県知多郡美浜町奥田（勤務先）。

ぼくは、たいじゅうがあまりないし、力がないから、結ちゃんがおもすぎて、あたまだけだいて、からだをあしの上にせないとだけないからすぐに結ちゃんはなくて、おかあさんは、すぐ「おにいちゃんにだかれるとないちゃうの。」

と結ちゃんをおこります。

それで、あかちゃんは、くびのほねがよわいから、おさえてあげないといけないことが、わかりました。

そして、あかちゃんは、ゆすったりしちゃいけないことがわかりました。

だからだいたりするのが、だいぶうまくなりました。

おにいちゃんらしくなったそうです。だからうれしいです。

絵がうまいおにいちゃん

ぼくの家の、13才のおにいちゃんは、とてもおもしろい絵をよく書きます。でも、たのんでも、

「おめえうるせいぞ。しずかにしんと、一ぱつ顔に、パンチぶちこんだるぞ。」

とすぐいって、おどかして、たのめないようにわざとし